

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2023年度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

＜凡例＞

番号	措置確定年月	（地区名）	措置区分
措置に該当する事象			
＜該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号＞			

15	2024年2月	（中部地区）	登録取消
<ul style="list-style-type: none"> エアバッグ類車上作動処理実績を確認するための提出書類に不備等が複数回あり、度重なる改善を依頼したが対応いただけず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。 			
＜規約第7条1. (8)＞			

14	2023年12月	（関東地区）	登録取消
<ul style="list-style-type: none"> エアバッグ類未処理状態の車台が存在した。 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 管理台帳が長期に渡り未作成であった。 車台詳細情報を確認せず車上処理を行っていた。 			
＜規約第7条1. (4)及び(5)＞			

13	2023年12月	（関東地区）	登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 			
＜規約第7条1. (5)＞			

12	2023年12月	（関東地区）	登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 			
＜規約第7条1. (5)＞			

11	2023年12月	（関東地区）	一時停止
<ul style="list-style-type: none"> 解体作業場にエアバッグ類未処理ハーフカット車台があった。 			
＜規約第7条1. (5)＞			

10	2023年12月	（中国地区）	一時停止
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 			
＜規約第7条1. (5)＞			

9	2023年11月	（九州地区）	登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 次工程への引渡車台置き場（解体自動車保管場所重機処理待ち場所等）若しくはエアバッグ作業後の車両置き場（解体作業場含む）にAB未処理状態の車台があった。 			
＜規約第7条1. (5)＞			

8	2023年10月	(沖縄地区)		一時停止
<ul style="list-style-type: none"> エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入(実績報告)やエアバッグ引渡報告が行われていた。 				
<規約第7条1.(3)>				
7	2023年10月	(中国地区)		一時停止
<ul style="list-style-type: none"> エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入(実績報告)やエアバッグ引渡報告が行われていた。 				
<規約第7条1.(3)>				
6	2023年9月	(北海道地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 				
<規約第7条1.(5)>				
5	2023年8月	(四国地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 				
<規約第7条1.(5)>				
4	2023年8月	(九州地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 				
<規約第7条1.(5)>				
3	2023年7月	(中部地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 				
<規約第7条1.(5)>				
2	2023年7月	(関東地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> エアバッグ未処理のトラックキャビンがあった。 				
<規約第7条1.(5)>				
1	2023年6月	(九州地区)		登録取消
<ul style="list-style-type: none"> ① 次工程への引渡車台置き場(解体自動車保管場所重機処理待ち場所等)若しくはエアバッグ作業後の車両置き場(解体作業場含む)にエアバッグ未処理状態の車台があった。 ② 正当な理由なしに未処理エアバッグ類(インフレーター)を保管していた。 ③ エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入(実績報告)やエアバッグ引渡報告が行われていた。 				
<規約第7条1.(3)及び(5)>				

以上